

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長」の下に「情報戦略総括監」を加える。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。